⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地 （寺尾台宿舎） 帳簿価額（取得時）：283,000,000円 帳簿価額（申請時）：279,038,000円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	139,267,360円
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	1,096,515円
⑹	国庫納付等の額	138,170,845円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	―
⑻	減資額	―

㈱　⑺については、平成27年４月16日に国庫納付が行われております。

⑴	不要財産としての国庫納付等を行う予定である資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （成田用水関連施設） 帳簿価額（取得時）：61,537,342円 帳簿価額（申請時）：54,983,946円	土地 （山口調整池左岸用地） 帳簿価額（取得時）：96,459,309円 帳簿価額（申請時）：96,459,309円
⑵	不要財産となった理由	取得後約30年以上が経過し老朽化が著しく、現在は未利用となっているため	土地の保有の必要性について検討した結果、処分しても調整池の管理に支障がないと判断され、また、管理費用の縮減にもつながるため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	19,200,000円 (14,400,000円)	28,610,000円 (14,228,230円)
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	1,245,431円 (555,462円)	2,901,199円 (―)
⑹	国庫納付等の額	13,844,538円	14,228,230円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	―	―
⑻	減資額	―	―

㈱　⑴の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
　　⑷⑸の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
　　⑺については、国庫納付等が行われておりません。
　　⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑹　引当外賞与見積額

補助金等から充当されるべき賞与の見積額　754,667,617円